

第 6110 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月26日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 交際費にならない贈答費用

Q：お歳暮の季節ですが、交際費にならない贈答費用ってないのですか？

A：一定の物品の贈答は、交際費には該当しないことになっています。

【解説】

交際費とは、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

したがって、この交際費の代表ともいえる中元や歳暮の贈答費用は、当然ながら、その費用は、原則、交際費に該当するのですが、その費用の額のうち、次の額は損金に算入できないこととなっています。

（損金不算入額）

- ・ 期末資本金1億円超の会社
① 支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額
- ・ 期末資本金1億円超の会社
② 年800万円を超える部分の金額と上記①との選択適用

ところで、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用は、得意先等に対する盆暮れに行う贈答品ですが、① 広告宣伝的な要素を含んでいること、② 習慣として行われるものであること、③ 金額が少額であることなどから、これらに要する費用は、交際費に含めなくてよく、広告宣伝費として取り扱うことができることになっています。

